

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年6月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	5
職員等	0
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	0
面談・電話	0
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① 会計年度任用職員が、庁内の廊下で立ち話をしている。来庁者からは常勤職員との区別はつかず、職務に関係ない話を長時間しているのであれば、信用失墜行為になりかねない。	調査の結果、信用失墜に当たるような事実は確認できなかったが、不必要な立ち話等については慎むよう庁内周知を行った。
② ある職員が、特定の事業者からの要望を必要以上に受け入れている、という話を聞いた。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
③ ある事業所のウェブサイト表記等が法律に違反している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
④ ある職員は、家族の違法行為を黙認している。	調査中
⑤ ある業者が宅地建物取引業法違反をしている。	所管外のため不受理とし、担当課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①②④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2	③⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3) 調査を継続中としたもの	1	④
(4) 不受理としたもの	2	③⑤

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 審査課
担 当 : 石井、額田
電 話 : 073-441-2136 内線 : 2115、2116